

# 新庄北幼・小PTA会則（案）

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は新庄北幼・小PTAと称し事務所を新庄北小学校におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は会員相互の緊密な協力により幼稚園・小学校教育に対する理解を深めるとともに家庭生活の水準を高め園児・児童の健全な成長を計ることを目的とする。

第 3 条 本会は第 2 条目的達成のため次の事業を行う。  
総会、役員会、人権教育専門委員会、人権教育推進委員会、学級委員会、評議委員会、教育懇談会、学級懇談、会員研修、幼稚園・小学校の主要行事の参画後援、部会活動、その他。

## 第 3 章 組 織

第 4 条 本会は幼稚園・小学校に在籍する園児・児童の保護者及び教職員をもって組織する。

## 第 4 章 個人情報取り扱い

第 5 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 第 5 章 役員並びに任期

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名（1 名は書記を兼務）、会計 2 名、事業部長・副部長（各 1 名）、人権教育専門委員若干名（本部役員が兼務可）、人権教育推進委員若干名（本部役員が兼務可）、評議委員若干名、学級委員若干名、監事 2 名（前会計）。又 2 名の顧問（学校長及び前会長）、及び若干の事務局（学校教職員）を置く。（会長、副会長、会計、事業部長を本部役員とする。）

第 7 条 役員任期は定期総会から次期定期総会とする。ただし再選は妨げない。

## 第 6 章 役員の仕事

第 8 条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会の事務を総括し各種の会議を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の経理に関する一切の事務を掌る。
- (4) 書記は会議録の整備と、事務全般の処理に当たる。

- (5) 監事は本会の会計経理の指導監督をする。
- (6) 事業部長・副部長は幼稚園活動・文化活動・体育活動の計画推進に当たる。
- (7) 人権教育専門委員は、本会の人権教育に関する事業の計画運営に当たる。
- (8) 人権教育推進委員は、地域における人権教育の推進をはかる。
- (9) 評議委員は地域活動を活発にし研修会にも参加する。
- (10) 学級委員は各自の属する学級運営に協力する。

## 第 7 章 顧 問

- 第 9 条 本会に 2 名の顧問を置き、学校長及び前会長がこれに当たる。
- (1) 顧問は会長の諮問に応ずる。

## 第 8 章 総 会

- 第 10 条 総会は全会員をもって構成された最高の決議機関である。
- (1) 定時総会は毎年 4 月に開催する。ただし、必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
  - (2) 総会の定足数は 5 分の 1 とする。

## 第 9 章 役 員 会

- 第 11 条 役員会は総会に次ぐ決議機関で本部役員・顧問をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- (1) 役員会の定足数は 3 分の 1 とする。

## 第 10 章 経 理

- 第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (1) 本会の会計は会費及び寄付金、その他をもって充てる。

## 第 11 章 会 則 の 改 正

- 第 13 条 本会則は総会で出席者 3 分の 2 以上の同意がなければ改正することができない。

## 第 12 章 雑 則

- 第 14 条 本会則施行に関する細則はべつにさだめる。

- 付 則 本会則は、昭和 52 年 5 月 16 日から施行する。
- 付 則 本会則は、昭和 55 年 4 月 28 日改正、施行する。
- 付 則 本会則は、平成 3 年 4 月 27 日改正、施行する。
- 付 則 本会則は、平成 12 年 4 月 15 日改正、施行する。
- 付 則 本会則は、平成 14 年 4 月 24 日改正、施行する。
- 付 則 本会則は、平成 16 年 4 月 21 日改正、施行する。
- 付 則 本会則は、平成 17 年 4 月 20 日改正、施行する。
- 付 則 本会則は、平成 20 年 4 月 23 日改正、施行する。

付 則 本会則は、平成 30 年 7 月 4 日改正、施行する。  
付 則 本会則は、令和 3 年 月 日改正、施行する。